

一 植物及び地域

レモンの生果実であつて、スペイン国のうち、スペイン国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び證明

(+) スペイン国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているスペイン国植物防疫機関が発行した植物検疫證明書が添付してあるものであること。

(+) 「」の植物検疫證明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チニウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

(+) 「」の植物検疫證明書には、四の消毒が実施されたこと及び当該消毒の実施後における「」の検査の結果チニウカイミバエが発見されなかつたことを確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 生産地における消毒

(+) 低温処理施設において、生果実の中心部が二度になつた後、引き続き十六日間、その温度で消毒すること。

(+) 「」の消毒は、五の「」のこん包がなされたままで行うこと。

五 こん包及び封印

(+) 生果実は、チニウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(+) 生果実の各こん包には、スペイン国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

○農林水産省告示第三千八百八十六号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の一の項のスペイン国から発送されるレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和六十三年十二月五日から施行する。
昭和六十三年十一月二十九日